

令和6年6月20日

「第1回とめ伝承芸能まつり」の開催について

登米市内の民俗芸能団体の技術の継承や後継者の育成し、地域伝承文化を継承すること
もたちの発表の場をつくることと、市内外へ広く地域文化の魅力を伝えることを目的に「第
1回とめ伝承芸能まつり」を下記により開催いたします。

法印神楽や南部神楽、小中学生による神楽の上演のほか、ゲストとして、国指定重要無形
民俗文化財「雄勝法印神楽」が上演されますので、お知らせいたします。

記

- 1 開催日 令和6年6月30日（日）午前10時30分～午後3時10分
- 2 場所 伝統芸能伝承館「森舞台」
- 3 出演団体 第1部
市内小中学校の児童生徒の公演
 - ① 加茂流館神楽「八幡舞」
 - ② 嵯峨立神楽「三宝荒神」第2部
ゲスト団体による公演
 - ① 国指定重要無形民俗文化財 雄勝法印神楽
「醜女退治」 「鬼門」第3部
市内の指定民俗文化財の保護団体による公演
 - ① 岡谷地南部神楽「笹割の舞」
 - ② 上町法印神楽「産屋」

[問い合わせ]
教育部文化財文化振興課
課長 菊地 武
TEL：0220-34-2332（直通）



令和6年度文化庁文化芸術振興費補助金
(地域文化財総合活用推進事業)

プログラム

※出演団体の都合により、演目や時刻を変更することがありますのでご了承下さい。

開会行事		10:30~10:40	
第1部	加茂流館神楽 「八幡舞」	10:40	市内小中学校 の児童生徒の 公演
	嵯峨立神楽 「三宝荒神」	11:50	
第2部	雄勝法印神楽 「醜女退治」 「鬼門」	12:00 13:15	ゲスト団体に よる公演
	岡谷地南部神楽 「笹割の舞」	13:25	
第3部	上町法印神楽 「産屋」	15:05	市内の指定民 俗文化財の保 護団体による 公演
	閉会行事		



第一回
とめ伝承芸能まつり

令和6年
6月30日

午前10:30開演

■日時

■会場

伝統芸能伝承館「森舞台」

登米市登米町寺池上町42番地

※「森舞台」の入館料がかかります。

会場案内図

伝統芸能伝承館「森舞台」

宮城県登米市登米町寺池上町42
……登米総合支所より徒歩5分
……三陸道登米ICより 車 5分

- お車でお越しの方は登米公民館・登米総合支所の無料駐車場をご利用ください。
- 高速バス(仙台⇄登米)については東日本急行の時刻表をご参照ください。



■主催／登米市地域伝承文化保存支援推進会議 【事務局】TEL0220-34-2332 E-mail : bunkazai@city.tome.miyagi.jp
 ■後援／登米市、登米市教育委員会、登米市民俗芸能協会、登米市青年団連絡協議会、(一社)登米市観光物産協会、登米市文化協会、H@!FM、
 (公財)登米文化振興財団、(株)とよま振興公社、全国民俗芸能保存振興市町村連盟、(公社)全日本郷土芸能協会

上演神楽団体紹介

「とめ伝承芸能まつり」は、民俗芸能団体の技術の継承や後継者の育成、地域伝承文化を継承する子供たちの発表の場として、市内外へ広く地域文化の魅力を伝えることを目的に開催します。

加茂流館神楽

〔登米市〕

（登米市指定無形民俗文化財）



明治39年、栗原郡藤里村（現栗原市瀬峰）から南部神楽師「細川勇三郎」を師匠に迎え、「及川徳蔵」他11名で「館青年神楽」として始めたのが「館神楽」といわれています。明治45年に解散しますが、大正元年、「及川徳蔵」、「佐々木次郎右衛門」を師匠に再編成し、上沼加茂流法印神楽伝承者で新羅神社黒田三好官司からその流派名を冠し「加茂流館神楽」と命名されました。昭和45年に保存会を結成。地区内神社例祭への奉納など各種大会にも出演しています。平成元年から宝江小学校で神楽を指導し、小学校統合による一時中断を経て、平成21年から再び「八幡舞」を宝江小学校の児童に指導し毎年5月の運動会に発表しています。

嵯峨立神楽

〔登米市〕

（登米市指定無形民俗文化財）



「嵯峨立神楽」は、「修験道賀多羽流」と称し弘化年間（1844～1848）嵯峨立普慶院「二十四世佛心得宗大和尚」により伝承されたとありますが、「上沼加茂流法印神楽」の由来書には、江戸時代に嵯峨立の法印が神楽を演じていたとの記述があり、現存する古い神楽本（写本）は上沼や浅部の法印神楽と同じ演目が残されています。その後、明治初期に南部神楽を取り入れたため大きく変容したと思われます。他所の南部神楽では演じられることのない法印神楽の「笹結」や「宇賀玉」などの演目が伝承されているなど、法印神楽の芸風が色濃く残された貴重な南部神楽です。昭和45年から児童の健全育成と郷土意識を育む目的で子供たちにも神楽を指導しています。

雄勝法印神楽

〔石巻市〕

（国指定重要無形民俗文化財）



600年以上もの昔から舞い伝えられてきた「雄勝法印神楽」は、法印といわれた羽黒派（出羽三山羽黒派）の修験者たちが、一子相伝で舞い伝えられてきたことが雄勝町大浜、千葉宮司家に伝わる元文4年（1739）の古文書『御神楽之大事』により知ることができます。

羽黒派の神楽は太鼓2人と笛1人で、ゆったり優雅に舞う場面と、力強く勇壮に舞う場面があります。また、反閉といわれる独特の足踏みをしたり、指で印を結んだり、湯立の神事を行うなど、修験道独特の古風さを今なお強く残しています。町内外各神社の祭典での奉納や各種イベントにも積極的に参加するほか後継者の育成にも力をいれています。

岡谷地南部神楽

〔登米市〕

（登米市指定無形民俗文化財）



明治32年頃、嵯峨立神楽の指導を受けた登米町岡谷地の青年たちが始めたもので、大正時代には宝江村（現中田町宝江新井田）から師匠を招き「笹流新井田神楽」や「加茂流館神楽」の芸風も取り入れられています。この神楽は、長らく旧県社登米八幡神社の秋季例祭に奉納され、現在、「登米秋まつり」でも演じられています。子供たちへの神楽の指導も積極的に行っており、地域ぐるみで伝承活動にあたっています。

テンポの速い伴奏により演舞されるこの神楽は、華麗かつ劇的で里神楽としての情趣を持っています。

上町法印神楽

〔登米市〕

（宮城県指定無形民俗文化財）



宮城県北の南三陸沿岸とその内陸には、「浜神楽」とも呼ばれる法印神楽が継承されています。「上町法印神楽」の起源は定かではありませんが、江戸中期以降、豊里町、米山町、登米町にある10法印で神楽組を組織し、「北流古代御神楽」として各神社の祭典に演じてきました。現在は、豊里町稲荷神社で奉納され、「まめからさん祭り」として地域に親しまれています。近年、舞台を飾る「大乘飾り」が復元され、「湯立神事」も行われています。昭和43年に上町法印神楽保存会を結成後、後継者育成に重点をおき、舞法の習得などの継承を行っています。演目は二十五番あり、ほかに独自の「風追いの舞」があります。